

## カヤク・ジャパン株式会社 危険性評価試験受委託約款

### (目的及び適用)

- 第1条 本約款は、カヤク・ジャパン株式会社（以下「K J」という）がお客様（以下「委託者」という）から危険性評価試験業務（以下「本業務」という）を受託し、本業務を遂行するために必要な基本的事項を定めることを目的とします。但し、別途書面により特段の合意をした場合は、その範囲内で本約款は適用されないものとします。
2. 委託者及びK Jは、本約款に従い相互の信頼のもと、互いに協力して信義を守り誠実に履行するものとします。

### (本約款の成立と終了)

- 第2条 本約款は、委託者がK J所定の「危険性評価試験・消防法危険物の試験等の依頼票」（以下「依頼票」という）をK Jへ提出のうえK Jが本業務を受託したときに成立し、K Jが委託者から第7条に定める委託料の支払を受けたときに終了します。

### (本業務の成果物)

- 第3条 K Jは、本業務の成果物として、原則として委託者と協議して定められた期間内に本業務の結果を報告書として作成し、委託者に報告します。
2. K Jは、前項に定める報告書の控を作成のうえ、報告書提出後10年間保管します。

### (試料等の提供、返却)

- 第4条 委託者は、本業務遂行に必要な試料及び情報をK Jに無償で提供するものとします。
2. K Jは、試料及び情報を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、試料は試験での使用の有無にかかわらず本業務終了後に委託者に返却します。但し、両者間で処分方法の合意が得られた場合は、その方法によるものとします。

### (秘密保持)

- 第5条 K Jは、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しません。
2. K Jは、委託者からK Jに口頭若しくは書面で開示または提供される本業務のための一切の技術情報並びに本業務のために作成した一切の資料、記録および業務により知り得た知見（以下「本情報」という）につき、秘密を保持します。
3. K Jは、本業務の実施のために本情報を使用する場合を除き、委託者の事前の書面による承諾を得なければ、本情報を使用しません。
4. K Jは、委託者に対し本業務を実施する自己の従業員に本契約の規定を遵守させることにつき、一切の責任を負います。
5. K Jは、本情報を委託者の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示、漏洩してはならずまたは第三者の閲覧に供しません。
6. 本条第2項乃至第5項の規定は、本情報が次の一つに該当する場合には適用されません。
- (1) 委託者より開示を受ける前に既にK Jが保有または取得したことを立証し得るもの
- (2) 委託者より開示を受ける前に既に印刷物等により公知となっていたか、委託者より開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によらずして公知となったもの
- (3) 正当な権原を有する第三者より合法的に開示されたもの
7. 第1項および第5項の規定に拘らず、事前に委託者の書面による承諾を得てK Jが本業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、K Jは本業務の依頼の事実および本情報を当該再委託先に開示することができます。但し、K Jは当該再委託先に対し、K Jが本条前各項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を課します。
8. 第2条の定めにかかわらず、本条前各項の規定は報告書提出後10年間有効に存続します。

### (反社会的勢力排除)

- 第6条 委託者及びK Jは、第2条に定める本約款の成立時から終了時まで、委託者及びK J（法人の場合は、代表者、役員、実質的に経営を支配する者、従業員を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明します。
2. 委託者及びK Jは、相手方が反社会的勢力に該当すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく本業務を即時解除でき、また解除によって現に発生した損害を賠償請求することができます。但し、反社会的勢力に該当する相手方からの損害賠償請求はできないものとします。

### (委託料の支払)

- 第7条 委託者は、本業務にかかる委託料を、K Jが第3条に定める報告書を委託者へ報告した後に、K Jが定める方法により発行される請求書に従い支払うものとします。

### (免責)

- 第8条 K Jは、天災地変その他K Jの責めに帰する事のできない事由により本業務の履行が困難となったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責を免れます。
2. 委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、K Jの本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、K Jは一切責を負いません。
3. 前項に定めるK Jの本業務の方法に過失があったと認められるときは、K Jは委託者と協議のうえ、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償をします。
- (1) K Jの費用負担により、依頼された本業務を再実施します。
- (2) 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償します。
4. K Jは、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証するものではありません。

### (協議)

- 第9条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定することとします。